

各 労働災害防止団体長 殿

宇都宮労働基準監督署長

死亡労働災害緊急事態宣言の発令 及び 死亡労働災害撲滅に向けての緊急要請について

時下、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、宇都宮労働基準監督署の業務の推進につきまして、日頃より格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宇都宮労働基準監督署管内の令和 8 年 7 月末現在における死傷者数は 320 人であり、昨年同期と比較し 31 人 10.7%の大幅な増加となっております。

加えて、令和 8 年 7 月末現在における死亡者数は 5 人であり、昨年同期と比べ 3 人もの増加となっております。これは過去 10 年間に於いて最悪のペースで増加しており、特に熱中症の疑いによる死亡災害及び交通事故による死亡災害が複数件発生するなど、極めて由々しき事態となっております。

本来、死亡災害は絶対にあってはならないものであり、事業場にとっては貴重な人材と社会的信用を失うとともに、企業経営の基盤をも揺るがしかねないものです。

つきましては、宇都宮労働基準監督署管内の死亡労働災害の撲滅に向け、ここに緊急事態宣言を発令するとともに、貴団体におかれましては、傘下会員事業場に対し、下記の対策項目及び別添リーフレットのチェックリストを参考にご指導いただき、死亡労働災害撲滅を図られるよう要請いたします。

記

1 安全衛生管理の強化

- (1) 経営トップが自ら安全に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理のための活動に取り組むこと。
- (2) 経験豊富な管理者や熟練作業員の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施等により安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

2 重点対策事項

本年に発生した死亡災害は特に「熱中症」及び「交通事故」の割合が高くなっていることから、最重点対策として「職場における熱中症予防対策の徹底」及び「交通労働災害防止対策の徹底」を図るとともに、以下の対策を講ずるものとする。

(1) 職場における熱中症予防対策の徹底

職場における熱中症の予防のため、熱中症リスクに応じて対策を行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、熱中症重篤化防止措置としての緊急連絡体制等の整備、暑さ指数計等の必要な設備の準備、暑さ指数計による熱中症リスクの把握及び把握したリスクに応じた対策に取り組むこと。

(2) 交通労働災害防止対策の徹底

交通労働災害は、業務の遂行と密接な関係の中で発生するものであり、自動車等の運転を行う労働者に単に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

(3) 墜落・転落災害防止対策の徹底

ア 高所作業における災害防止対策

高所作業における作業床（機械設備の上面を含む）、工場屋根、足場、トラックの荷台等からの墜落・転落災害を防止するため、法令に基づいた安全な足場の設置及び防網の設置、要求性能墜落制止用器具（フルハーネス等）の使用、保護帽（あごひもは適切に締める）の使用等により墜落・転落災害防止対策を徹底すること。また、ハシゴ、脚立、踏み台等の昇降設備についても適正な使用及び損傷等の有無の点検等を実施すること。

イ 陸上貨物運送事業における災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策を徹底すること。

また、荷主等の事業者及び陸運事業者との合同の安全衛生協議会組織を設置し、労働災害防止のための協議や荷役作業場の巡視等を定期的の実施すること。

(4) 建設機械等による接触災害防止の徹底

建設機械等による接触災害を防止するため、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を徹底すること。

(5) リスクアセスメント・KYT（危険予知トレーニング）等の導入

リスクアセスメント・KYT等の導入により職場から危険・有害な状態の低減及び排除し、また、労働者自身に危険を危険と気付く感受性を身に付けさせる等、事業場が一丸となって組織的かつ継続的に安全衛生管理を推進することで、事業場の安全衛生水準の向上を図ること。

(6) 機械設備等の安全確保の徹底

事業場内の機械設備等について、リスクアセスメント等を実施することにより、その危険・有害性の再検討を行い、必要に応じ重点的な整備、改善等を実施すること。

(7) 安全な作業方法による作業の徹底

基本的な安全ルールを策定した上で、定常作業及び非定常作業について、安全で合理的な作業標準等を作成するとともに、その作業標準等が形骸化することなく、各作業が作業標準等に基づき実施されていることについて確認し、常に現状に即したものとなるよう管理すること。

(8) 安全衛生教育等の充実

第一線の現場では、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下する恐れがあるため、管理監督者、危険有害業務従事者、一般の作業者等に対して、その職制に応じた安全衛生教育、職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、比較的経験の浅い労働者が被災する事案が増加傾向にあることから、雇入れ時等教育において、安全作業の徹底と異常事態発生等における対応について、安全衛生教育、訓練等により安全の確保の徹底を図ること。

【参考】

「令和8年 死亡労働災害撲滅 緊急要請リーフレット」